

西日本工業大学教職課程履修要項

最終改正 令和4年4月1日

本要項は、本学学生が教育職員免許状を円滑に取得するため必要な事項を定めるものとする。

1 教職課程履修のための基礎条件

教職課程を履修する者は、原則として、卒業（教育職員免許状取得）後、教育職に就く希望を有する者に限る。

2 教職課程履修のための手続

- (1) 教職課程を履修するためには、各年次・学期の初めに、履修しようとする教職課程科目について履修申告をしなければならない。
- (2) 履修しようとする教職課程の「教職に関する科目」については、「西日本工業大学授業料その他諸納入金規程」第10条により、別途受講料を納入しなければならない。

なお、受講料の納入にあたっては、所定様式に必要事項を記入し、教職課程科目受講料の証紙を貼付して学務課に提出することとする。

3 介護等体験への参加

中学校一種免許状の取得を希望する者は、介護等体験に参加しなければならない。

4 教育実習を受けるための基礎条件

教育実習の受入を希望する者は、原則、3年次終了の時点で、次の条件を満たしておかなければならぬ。

- ① 卒業研究着手を認められていること。
- ② 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」のうち、3年次前期までに開講される必修科目をすべて修得していること。
- ③ 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、「教科に関する科目」については2年次後期まで、「教科の指導法に関する科目」については3年次前期までに開講される必修科目をすべて修得していること。

5 教育実習校の選定

(1) 教育実習の受入を希望する者は、教育実習実施前年度（3年次）に、受入を希望する学校の校長の内諾を得なければならない。

(2) 教育実習校の受入内諾については、教育実習受入を希望する者自らが受入の内諾を得ることを原則とする。

(3) 特別の事情により教育実習校を確保することができない場合は、学務課にて実習校を定める。

この場合、教育実習実施前年度に当該校で行われる面接において適格と認められた場合にかぎり、教育実習を受けることができるものとする。

6 教育実習の辞退

- (1) 4の①～④の条件を満たさない場合、教育実習受入予定校に対する辞退の願出は、内諾を取り付けた本人によってこれを行うものとする。
- (2) 4の①～④の条件を満たしている場合であっても、教務部長が、教育実習参加希望者の資質・能力・適性について総合的に判断し、教育実習に参加させることが適当でないと判定した場合には、教育実習への参加を辞退するものとする。

7 教育実習の単位認定

教育実習の単位認定については、教育実習校および教科教育法担当教員からの評価を踏まえ、教育実習指導担当の教員が行うものとする。

8 教職実践演習の受講条件

教職実践演習を受講する者は、次の条件を満たしておかなければならない。

- ① 在学中に教育実習を終了予定であり、卒業時点で教育職員免許状を取得する見込みであること。
- ② 「履修カルテ」に4年次前期までの必要事項を漏れなく記入し、担当教員の捺印が確認できること。

附 則

- 1 この要項は、平成4年2月13日から施行する。
- 2 この要項は、平成17年4月1日から改正施行する。
- 3 この要項は、平成18年4月1日から改正施行する。
- 4 この要項は、平成22年5月26日から改正施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 5 この要項は、平成24年10月1日から改正施行する。
- 6 この要項は、平成31年4月1日から改正施行する。ただし、平成30年度以前に入学した学生については、この要項にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 7 この要項は、令和4年4月1日から改正施行する。ただし、令和3年度以前に入学した学生については、この要項にかかわらず、なお従前の例によるものとする。